

○防衛省告示第二百三十二号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、新規提供が平成二十五年十二月二十日次のとおり決定された。

平成二十五年十二月二十四日

防衛大臣 小野寺五典

陸上施設

◎新規提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
四一六九	経ヶ岬通信所	京丹後市	公有	土地…約一、八〇〇平方メートル	
			民有	土地…約三四、〇〇〇平方メートル	
			国有	工作物…囲障等	

レーダー配備用地等として新規提供する。